

(別紙) 定期巡回随時対応型訪問介護看護 料金表

基本報酬 (連携型)	要介護	単位数	1月あたりの 利用料 (円)	ご利用者負担金 (円)		
				1割	2割	3割
	要介護 1	5446	55603	5561	11121	16681
	要介護 2	9720	99241	9925	19849	29773
	要介護 3	16140	164789	16479	32958	49437
	要介護 4	20417	208457	20846	41692	62538
	要介護 5	24692	252105	25211	50421	75632

加算・減算の種類

加算減算の種類	加算の要件	単位数	ご利用者負担金	
			(1割の場合：円)	
初期加算 (1日)	利用開始日30日の間加算及び30日を超える入院等の後に利用を再び再開した場合。	30	31	
総合マネジメント体制強化加算 (I) (1月)	総合的に利用者の在宅生活の継続を支援する為に、計画作成責任者、看護師、介護職その他の関係者が日常的に共同して行う調整や情報共有等の取り組みを行った場合	1200	1226	
生活機能向上連携加算 (I) (1月)	理学療法士等からの助言を受けることが出来る体制を構築し助言を受けたくて計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした計画を作成した場合	100	103	
生活機能向上連携加算 (II) (1月)	理学療法士等が自宅を訪問し身体状況等の評価を共同して行う事。計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした計画を作成	200	205	
サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士の割合が60%又は勤続10年以上介護福祉士の割合が25%以上	750	766	
サービス提供体制強化加算 II	介護福祉士の割合が40%又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上	640	654	
サービス提供体制強化加算 III	介護福祉士の割合が30%又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上	500	511	
認知症専門ケア加算 (I)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が利用者様の100分の50以上及び認知症介護実践リーダー研修修了者の規定配置、認知症ケアに関する会議を定期的開催	90	92	
認知症専門ケア加算 (II)	認知症専門ケア加算 (I) の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修修了者を1以上配置	120	123	
介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た場合 (介護度別サービス利用料金及び該当する加算を加えた額の24.5%相当の加算)			
同一建物内減算 1 (1月)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	-600	-613	
同一建物内減算 2 (1月)	事業所と同一建物の利用者50名以上にサービスを行う場合	-900	-919	
通所介護利用時減算 (1回) 通所介護をご利用した日	要介護 1		-62	-64
	要介護 2		-111	-114
	要介護 3		-184	-188
	要介護 4		-233	-238
	要介護 5		-281	-287